

合併浄化槽整備事業が移行します

浄化槽設置の補助金交付事業（個人設置型）は
4月から浄化槽市町村整備事業（市町村設置型）へ移行します。

合併浄化槽を設置した場合の利点

浄化槽をつけることで生活環境を整備して、快適な生活を送ることができます。さらに、きれいな水を流して美しく豊かな自然を守ることができます。

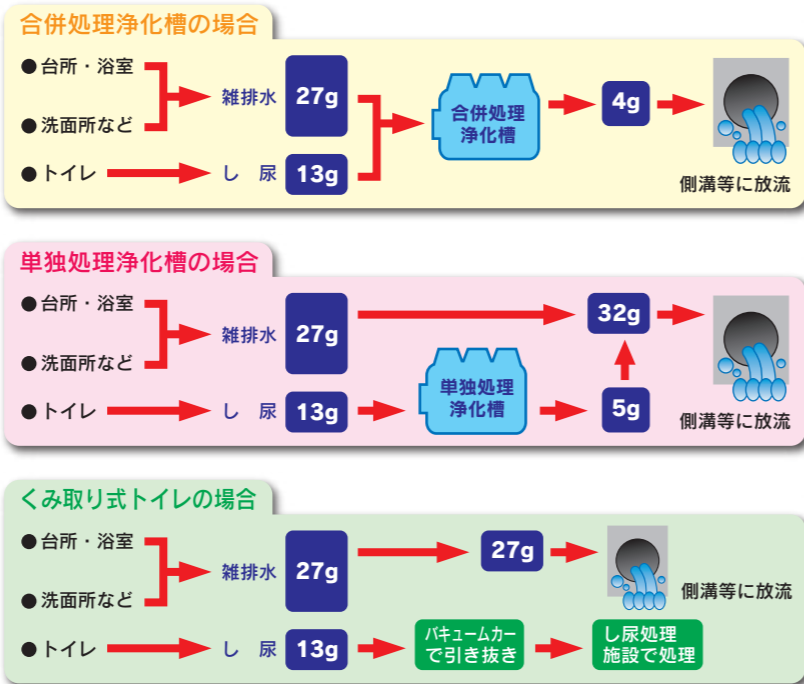
このほかにも浄化槽にはいくつかのすぐれた点があります。

- 生活排水の汚れが1/10に減り、きれいに処理した水を放流できます。
- きれいな排水をその場で放流することで、身近な川の水量を確保できます。
- 水洗トイレで毎日の生活が快適になります。

右図に示すとおり、合併浄化槽と単独浄化槽およびくみ取りでは、河川へ放流する汚れが大きく違います。きれいな川を未来の子どもたちに残すために合併浄化槽の設置をご検討ください。

菊池市では、合併浄化槽を今まで以上に設置しやすくなるように、次のとおり事業を移行しました。

合併浄化槽・単独浄化槽・くみ取りの放流水の汚れ比較図



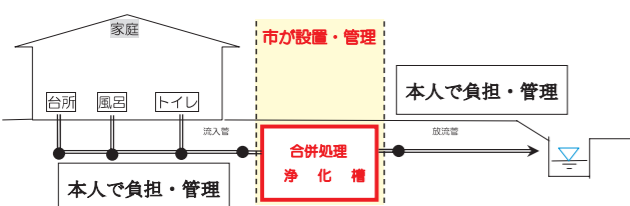
※1人が1日に出す汚れの量は約40g(雑排水27g+し尿13g)になります。

浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）とは？

この事業は浄化槽本体を市で設置し、市が浄化槽本体の維持管理をしていく事業です。

工事費の一部負担をしていただくだけで、公共事業で浄化槽本体を設置できます。

工事負担区分



本人負担で対応したいいただく部分

- トイレの水洗便器購入費
- トイレの改造費・水道工事費
- 台所・風呂場・トイレから浄化槽までの配管工事費および浄化槽から排水先までの配管工事費
- 浄化槽設置場所における支障物除去費など
- 駐車場対応および排水ポンプなど（特殊工事）に係る工事費

設置に伴う負担金および使用開始に伴う使用料額

| 浄化槽の規模 | 5人槽 | 7人槽 | 10人槽 |
|-----------|---------------|---------------|----------------|
| | (延べ床面積130㎡未満) | (延べ床面積130㎡以上) | (浴室および台所が2力以上) |
| 負担金(一回払い) | 88,000円 | 102,000円 | 129,000円 |
| 使用料(月々) | 4,920円 | 5,810円 | 7,160円 |

注意事項

- 下水道区域内ではこの事業は実施できません。
 - 放流先が確保されていない場合は設置できません。
 - 工事を施工するため
 - ・5人槽 3.5m × 4.7m
 - ・7人槽 3.9m × 4.9m
 - ・10人槽 4.1m × 5.5m
 程度の用地が必要となります。
 - 工事の着工は、入札などの事務処理のため申請書受付から1カ月半以降となります。
- ※事業の詳細は下記までご相談ください。
問い合わせ先 下水道課 または 各総合支所建設課

市営 田島団地の入居者を募集します

新築

- 申し込み期間**
4月9日(月)～4月20日(金)
- ※土日を除く
 ※必着(期日厳守)
受付時間
午前8時30分～午後5時
- 募集戸数**
中層3階建(1階)2戸
- 構造・規模**
2LDK(73㎡)
- 家賃** 28,700円
- ※家賃は入居者の所得金額により変動します。
- 申し込み条件**
 身体障害者手帳(1級～4級)を持ち、かつ、常時車椅子を使用する人がいる世帯のみ申込可能。
- 入居資格**
 次の(1)～(4)のすべての条件に該当すること。
 (1) 現在、自ら居住するための住宅に困っていること(持ち家がないうこと)
 (2) 同居親族があること(婚約者等も含みます)
 ※単身入居：年齢が満60歳以上の入居者、または昭和31年4月1日以前に生まれた人。
 (3) 入居収入基準内(世帯の合計月額所得が26万8千円以下)
- (4) 税金に未納がないこと
必要書類
 ・入居申込書、住宅状況申告書(市役所または各総合支所に取りお越しください)
 ・住民票謄本
 ・市県民税課税台帳記載事項証明書(同居予定者かつ収入がある人それぞれの分が必要)
 ・納税証明書
 ・身体障害者手帳の写し
 ※同居予定の人が婚約者の場合は婚姻証明書
 ※最近退職・離職した人は離職票または退職証明書
 ※新たに勤務した人は給与支払証明書
- 申し込み方法** 必要書類等完備の上、菊池市役所第3庁舎内都市整備課、または各総合支所建設課に直接申し込み、郵送により可。なお、直接申し込み受付は、期間の最終日午後5時まで、郵送の受付は期間最終日必着とします。
- 入居者の選考** 入居申し込みが募集戸数を超える場合は、公開抽選によって入居者を決定します。
- 問い合わせ先** 都市整備課(市役所第3庁舎内) または 各総合支所建設課

平成19年度

土地価格等縦覧簿・

家屋価格等縦覧簿(縦覧帳簿)の縦覧

4月2日(月)から5月31日(木)まで

納税者の皆さんに固定資産税を信頼してもらうことを目的に、情報開示が拡充されています。
 4月2日(月)から5月31日(木)まで、新たに作成される平成19年度菊池市縦覧帳簿の土地・家屋の価格を納税者の皆さんが縦覧できます。

縦覧帳簿を縦覧できる人

- ・土地または家屋の納税者
 - ・納税者の同居親族
 - ・納税者の同居親族
 ・納税管理人・委任状持参の代理人
 - ・賦課期日以後の新所有者
 - ※土地の納税者は土地の、家屋の納税者は家屋の、両資産の縦覧簿の縦覧ができます。
- ただし、その資産が免税点の場合は縦覧できません。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳(土地・家屋等)に登録されている価格などの事項は、平成19年度の固定資産税の課税の基礎となるため、関係者の人は縦覧期間内にごこの内容を縦覧できます。

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格をもとに課税標準額を算定します。このようにして決定した価格や課税標準額は、菊池市固定資産課税台帳に登録されます。

縦覧できる関係者とは、納税義務者である本人、または同居の親族および納税管理人です。代理で縦覧する場合は、委任状が必要です。

縦覧・閲覧期間

4月2日(月)～5月31日(木)
 ※土・祝祭日の閉庁日を除く。
 午前8時30分～午後5時

持参するもの
 納税通知書または、課税明細

縦覧・閲覧場所および問い合わせ先

- ・菊池市役所 税務課固定資産課税係
 - ・七城総合支所 総務振興課税務係
 - ・旭志総合支所 総務振興課税務係
 - ・泗水総合支所 総務振興課税務係
- 書・印かん・本人確認用の免許証・委任状など(縦覧する人によって異なります)ので詳細は、問い合わせください。
- ※縦覧期間中の閲覧・縦覧手数料は無料ですが、課税台帳の写しが必要な場合は有料(1件につき300円)です。

